

公設塾管理運営業務仕様書

1 業務名称

公設塾管理運営業務委託

2 業務目的

中泊町立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、基礎学力の定着や学習習慣の形成を支援し、町営による無償の学習塾を設置することで、家庭環境などによる教育機会の格差を解消し、学習支援を通じて地域全体の教育力の向上につなげる。

3 履行場所：中泊町内

4 委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 業務内容

（1）公設塾の実施に係る業務

- ①児童・生徒への学習支援に関する業務
- ②児童・生徒の出席管理等に関する業務（緊急時の対応含む）
- ③児童・生徒の募集に関する業務
- ④公設塾の会場設営及び撤去作業等に関する業務
- ⑤その他必要に応じた学習支援に関する業務

（2）公設塾を設置する場所

町内小中学校内の教室等（利用に係る光熱費等は町負担）

（3）公設塾開設期間及び時間

開設期間：令和8年4月中から令和9年3月末まで

開設日：平日のみで、小学校各週2日、中学校各週1日以上を想定

（長期休業中は土・日・祝を含む可能性がある）

開設時間：各学校の放課後等

開設日、週の回数、1日の時間については、最も効果的と考える方法を提案いただきたい。（長期休暇中や受験対策等）

（4）対象児童生徒及び人数

中泊町内の小中学校に通っている小学校4年生から中学校3年生までの希望者
開校時は、中里小学校35名、武田小学校30名、薄市小学校10名、
小泊小学校15名、中里中学校50名、小泊中学校10名程度を想定

(5) 対象科目

国語、英語、算数、数学を想定

開設時間や授業時間、対象生徒数などを勘案し、最も効果的と考える教科を提案いただきたい。

(6) 授業形態、講師、使用教材

最も効果的と考える方法で提案すること。

ただし、中学校で使用する教材はデジタル技術を活用するなど、デジタル社会の形成に寄与すること。

(7) 受講料・教材費

ア 受講料 児童生徒が無料で受講できるよう本委託に含めること。

イ 教材費 児童生徒が無料で使えるようにするが、本委託に含めず実績に応じて予算の範囲内で支払うものとする。

(8) 目標設定

業務の効果を測定するための目標値を設定し、どのように目的達成に向けて取り組むのか明らかにすること。

6 その他

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、事前の許可無しにこの契約履行中に知り得た業務にかかる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受注者は中泊町個人情報保護法施行条例に則り、厳格なプライバシー保護対策及び滅失対策を講じること。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た個人情報を業務中及び業務終了後も受注者の他の業務に利用しないこと。
- (5) 受注者は、事故が生じたときは直ちに町担当者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を報告し、町担当者の指示に従いその解決に努めなければならない。
- (6) 受注者は、本仕様書の事項に違反して町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。町が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (7) 発注者は、受注者が本仕様に定める事項に違反した場合は、この契約を解除することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者両者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。